

小規模事業者持続化補助金



小規模事業者が、商工会と一体となって、**販路開拓に
取り組む費用の2/3を補助**します。

補助上限額：**50万円**

- ・75万円以上の補助対象経費に対して、50万円を補助します。
- ・75万円未満の補助対象経費に対して、2/3を補助します。

雇用を増加させる取り組みについては、150万円の経費に対して、その2/3の**100万円**を補助上限とします。(社会保険加入事業所のみ)

新規顧客獲得・集客力向上のため、こんなことに使えます！

チラシ・Webサイトでの広告

レイアウト変更・店舗改装

新商品の開発

商談会・見本市への出展

新機械装置等の購入(単価50万円未満)

古い商品パッケージデザインを一新

他にも使い方はいろいろ！

対象となる事業者

会社および個人事業主であり、常時使用する従業員の数が一定以下の商工業者。

卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業、製造業その他	20人以下

補助金の採否については事業の有効性などの観点から審査があります。
申請の際は、**最寄りの商工会による事業支援計画書が必要**となります。

第1次受付締切：平成26年3月28日(金)

第2次受付締切：平成26年5月27日(火)

(問い合わせ先)

伊豆市商工会

本所 業務推進課 ☎72-8511

土肥支所 ☎98-1185 天城湯ヶ島支所 ☎85-1510

中伊豆支所 ☎83-0014 修善寺支所 ☎72-2111

まずは伊豆市商工会

にご相談ください。

(申請書提出先) 静岡県商工会連合会 地域事務局